

一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 役員選出に関する規約

第1条 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会（以下、本会）には次の理事・監事・代議員を置く。

- 一. 理事長 1名
- 二. 副理事長 2名
- 三. 理事 10名
- 四. 監事 2名
- 五. 代議員 35名

選挙管理委員会

第2条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会（以下、委員会）が行う。

2. 委員会の委員は、理事会推薦により理事1名と正会員若干名をもってこれにあてる。
3. 委員長は委員の互選による。
4. 委員の任期はこの当該選挙の終了までの期間とする。
5. 委員会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
6. 前各項に定めるものの他に、委員会の運営に関し必要な事項については委員会が定める。

代議員選挙

第3条 選挙人名簿の作成時現在、会費を納入している正会員で、かつ入会后2年を経過した者は代議員の選挙権を有する。

第4条 前条の正会員は代議員の被選挙権を有する。

第5条 選挙人名簿作成及び被選挙人名簿を委員会で作成し、正会員に配布しなければならない。作成にあたっては、登録に基づく住所による。

第6条 選挙期日は委員会にて決定し、正会員に告示する。

第7条 選挙は郵送による投票とする。

第8条 当選人が定まった時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得て総会で承認を得る。

第9条 当選人が辞退した時には、次点の者から順に繰り上げて当選人とする。

理事・監事等の選出

第10条 理事・監事は代議員から選出する。

2. 委員会は代議員選挙の結果を受け、代議員候補者を理事及び監事の選挙権及び被選挙権があるものとし、郵送による選挙を行う。尚、当該選挙において、代議員候補者は理事候補者5名、監事候補者1名を選ぶ事ができる。

3. 委員会は、得票上位者より選挙理事候補者（理事長・副理事長を含む）11名及び監事候補者2名を選出する。選挙理事候補者又は監事候補者が理事又は監事の選任を辞退したときは、次点の者から順に繰り上げて選挙理事候補者又は監事候補者とする。

4. 選挙理事候補者は、推薦理事候補者を2名指名することができる。

5. 推薦理事候補者は、専門職種及び地域等を考慮して指名することとする。

6. 理事候補者及び監事候補者は、総会で承認を受け、理事及び監事となる。

7. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

8. 名誉会員、顧問は理事会の承認を必要とする。

9. 理事は、2期連続して務めることを原則とする。

(附則)

第1条 選挙実施方法は選挙規程内規（施行細則）に定める。

第2条 本会則は（設立日）より実施する。

一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 選挙規程内規（施行細則）

（適用）

第1条 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会（以下、本会）の代議員は本会の会則、役員選出に関する規約によって定められた事の他は、本内規によって選任される。

（選挙管理委員会）

第2条 理事会は正会員から若干名（うち、1名は理事と兼務）の選挙管理委員を委嘱する。

第3条 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下、委員会とする）を組織する。

第4条 委員会に委員長を置く（委員長は選挙管理委員の互選によって選出する）。

第5条 選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。

第6条 選挙管理委員会は次の事業を行う。

- 1) 選挙の公示
- 2) 投票用紙の作成・配布・回収
- 3) 開票及び投票の有効・無効の判定
- 4) 当選者の公示
- 5) その他、選挙が正当に行われる為に必要な事項

（被選挙権及び選挙権）

第7条 選挙人名簿作成時、その年度の会費を納入した会員で、かつ入会后2年を経過した者は選挙権を有する。入会后2年経過とは、入会申し込み後2年を経過し、2年度分以上の会費を支払った者とする。

なお、入会後の期間に関しては、任意団体であった「日本高齢者虐待防止学会」の入会期間を通算するものとし、以下同様とする。

第8条 上記に該当する会員は、被選挙権も有する。

第9条 選挙人名簿および被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し委員会の承認を得て会員に配布しなければならない。

（選挙期日）

第10条 委員会で決定し、会員に告示しなければならない。

第11条 選挙の公示は、投票日の少なくとも、2か月前に行わなければならない。

（投開票）

第12条 投開票に関する一切の事務は、選挙管理委員以外が行ってはならない。

第13条 選挙（投票用紙の配布・投票）は、郵送・無記名投票により行う。

第14条 有権者は選挙管理委員会より送付された投票用紙に、候補者5名以内の氏名を自書し、所定の返信用封筒に入れ、これを選挙の締切り期日以内に必ず到着するように、選挙管理委員会宛に郵送する。

第15条 告示した日までの消印で委員会に到着したものを有効とし、開票する。

第16条 以下の投票は無効とする。

- 1) 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの
- 2) 被選挙権を有しない者を記名したもの、但し、職業や身分、敬称を記入したものは有効とする。
- 3) 記載した氏名を確認できないもの
- 4) その他、選挙管理委員が無効と認めたもの

(当選の決定)

第 17 条 有効得票数の最も多かったものから順次、定数までの候補者を当選者とする。

第 18 条 得票が同数の場合には、選挙管理委員会が、会員期間が長い者を優先して順位を定める。

会員期間が同時期の場合は、抽選により決定する。

(欠員の補充)

第 19 条 代議員に欠員を生じた時は、選挙における次点者をもって補充する。

(選挙の疑義)

第 20 条 選挙に関して疑義が生じた時は、選挙管理委員会に申し出る事ができる。

(変更)

第 21 条 本内規は、理事会の決議によって変更する事ができる。

附則

第 1 条 本内規は、(設立日) から施行する。